

令和5酒造年度

清酒製造状況等の調査のお願い

国税庁

1 目的

この調査は、個々の清酒製造業者の清酒製造状況を分析し、技術相談に活用することにより清酒の品質の確保に資するとともに、日本国内における清酒の製造及び製造に関連する事項の実態を把握した上で、国税庁の行う各種の施策を通じて、清酒製造業の発達改善に資することを目的としています。

また、この調査表は、以上の目的のみに使用し、提出いただく個々の調査表は決して外部に公表することはありませんので、この調査に御協力を賜りますとともに、調査表の記入に当たっては、正確に記入していただくようお願いいたします。

2 調査対象者

調査対象者は、清酒の製造免許（輸出用清酒製造免許を含みます。）を有する酒類製造者とし、調査表を清酒製造場又は蔵置場ごとに提出してください。

ただし、調査対象期間に製造が行われなかった場合で、清酒の在庫がなく、かつ移出入の事績がなかった場合につきましては、調査表の提出は必要ありません。

3 調査対象期間

調査対象期間は、令和5酒造年度（令和5年7月1日から令和6年6月30日までの期間）とします。

4 調査表の記入

① 電子データ（Excel様式）での提出の場合

別紙「令和5酒造年度清酒製造状況等調査 電子データによる調査表の提出について」を御参照の上、「清酒製造状況等表」（Excel様式）に御記入ください。

② 紙（OCRシート）での提出の場合

清酒製造状況等表（第1表～第3表）裏面の記入要領を御参照の上、清酒製造状況等表の各調査項目につきまして鉛筆で御記入ください。

※①、②に共通して、参考「清酒製造状況等表の記入上の注意点」も御一読願います。

※令和6酒造年度以降の清酒製造状況等調査では、記入方法を①電子データでの提出に一本化する予定です。エラーチェックも可能となりますので、ぜひこの機に①での御記入をお願いいたします。

5 提出期限及び提出先

調査表は、令和6年7月31日（水）までに、電子データ又は紙により、清酒製造場又は蔵置場の所在地の所轄国税局鑑定官室に送付してください。

※記入方法について御不明な点は、国税局鑑定官室にお問い合わせください。

清酒製造状況等表の記入上の注意点

清酒製造状況等の調査は、清酒製造業者の製造等の実態を調べて、清酒製造業の発達・改善に資することを目的に、年1回行っています。

鑑定官室では、提出していただいた清酒製造状況等表の数値から各種歩合等を計算しております。各種歩合において数値が通常の数値から大きく外れた場合や数字が明らかに記入の誤りではないかと思われる場合については、確認のためお問い合わせをさせていただくことがありますので、御協力の程、よろしく申し上げます。

なお、清酒製造状況等表への御記入の際、よく見受けられる記入の誤りについては、「清酒製造状況等表においてよく見受けられる記入誤り」にまとめてありますので、記入時の参考としてください。

清酒製造状況等表においてよく見受けられる記入誤り

全般

番号	誤り	対応等
1	記入する期間を会計年度(4月1日～翌年の3月31日)や暦年(1月1日～12月31日)としている。	記入する期間は、酒造年度(7月1日～翌年の6月30日)としてください。
2	マイナスの記号として「△」や「▲」を使用している。また、プラスの記号「+」を使用している。	マイナスの記号として「-」を使用してください。また、プラスの記号「+」は用いないでください。

「1 清酒の製造状況」「1 清酒の製造状況(つづき)」について

番号	誤り	対応等
3	製成後の清酒に炭酸ガスを加えた清酒や製成後の清酒に清酒かすを加えてこした清酒数量を実数[1]及び「4 清酒の受払状況(20度換算数量)」の製成[36]に記入している。	実数[1]と製成[36]には、清酒の製造実数から「製成後の清酒に炭酸ガスを加えた清酒」の数量を除いた数値を記載してください。 また、製成後の清酒に清酒かすを加えてこした清酒は除き、清酒かすを原料として製成した清酒は加えてください。
4	日本酒度合計[3]に「日本酒度×数量(キロリットル)」の合計を記入している。	日本酒度合計[3]には、「日本酒度×数量(リットル)」の合計を記入してください。
5	玄米の使用数量欄の記載が一致していない。	玄米[5]の合計と「2 清酒用原料米の受払状況(玄米換算)」の原料米受払計[31]の使用数量が一致することを確認してください。
6	玄米を精米せずにそのまま普通酒の製造に使用したが、白米使用数量[6]の欄に記載していない。	玄米を精米せずにそのまま普通酒の製造に使用した場合、白米使用数量[6]の欄には、白米の使用数量と玄米のまま使用した数量の合計を御記入ください。好適米使用数量[7]の欄も同様に御記入ください。

7	特定名称酒の玄米使用量合計よりも、「2 清酒用原料米の受払状況(玄米換算)」の政府米[25]から検査合格品[29]までの玄米使用数量の合計が少ない。	特定名称酒に使用する米は、検査合格品でなければなりません。したがって、特定名称酒に使用した玄米の合計は、政府米[25]から検査合格品[29]までの玄米使用数量の合計(その他[30]を除いた玄米使用数量)を超えません。
8	糖類原料米粉と、ぶどう糖・水あめを混同している。	ぶどう糖・水あめの数字を、糖類原料米粉[9]の欄に誤って記入している例が見られます。糖類原料米粉[9]、[13]の欄は、米粉を自社で糖化して使用している場合に記入するもので、購入して使用している糖類(ぶどう糖・水あめ)の量は記入しないでください。 なお、米粉を液化又は糖化してこさずにそのまま仕込んだ場合は、米粉[8]の欄に御記入ください。
9	原料として使用したアルコール等の数量が異常に大きい。	アルコール、スピリッツ、焼酎(純アルコール数量)[10]は、純アルコールに換算した数量を記入してください。添加したアルコールの数量を純アルコールに換算せずに、そのまま記入している例が見受けられます。
10	速醸酒母や酵素四段に雑菌汚染防止のための添加した必要最小限の乳酸/りんご酸の使用量を、乳酸[16]/りんご酸[19]に記載している。	速醸酒母等に添加した必要最小限の乳酸は、清酒製造状況等調査では記入する必要はありません。速醸酒母や酵素四段に雑菌汚染防止のための添加した必要最小限の乳酸まで、乳酸[16]に記載している例が見受けられます。 なお、りんご酸[19]についても同様です。
11	普通酒(糖類等使用)の酒かす、原料用清酒を除く副原料(政令で定めるもの)の使用量が白米重量の50パーセントを超えている。	清酒に該当するか否かの問題です。アルコール分の重量計算(純アルコールを95度に換算して計算する)、糖類等の水分について十分に考慮してください。
12	普通酒(糖類等使用)の製成数量があるのに、糖類等副原料(糖類、酸類等)の使用実績がゼロである。	普通酒(糖類等不使用)の製成数量を誤って糖類等使用の欄に記入しているか、副原料の記入を忘れている場合が考えられます。
13	普通酒(糖類等使用)の製成数量がゼロなのに、糖類等副原料(糖類、酸類等)の使用実績が記載されている。	糖類等使用の製成数量を誤って糖類等不使用の欄に記入している場合が考えられます。

14	貴醸酒を普通酒(糖類等不使用)に記載している。	貴醸酒は、普通酒(糖類等使用)の欄に記入してください。
15	米、米こうじ、水及び清酒かす、又はそれらに加え政令で定める物品のうちアルコール又は焼酎のみを使用した清酒を、普通酒(糖類等使用)に記載している。	米、米こうじ、水及び清酒かす、又はそれらに加え政令で定める物品のうちアルコール又は焼酎のみを使用した清酒は、普通酒(糖類等不使用)の欄に御記入ください。

「2 清酒用原料米の受払状況(玄米数量)」について

番号	誤り	対応等
16	政府米(国内産米)[25]に、組合等を通じて購入した通常の国内産米を記入している。	平成16年4月に食糧法の改正により、計画流通制度が廃止されています。現在では「政府米」は、政府があくまでも備蓄米として保管した米を売却するもので、多くの場合は古米です。 通常、組合等を通じて購入する原料米は、酒造用加工用米[28]、検査合格品[29]、その他[30]に該当しますので、誤って政府米(国内産米)[25]の欄に記入しないよう御留意ください。
17	記入期間の期末(6月30日)においてもろみの状態にある仕込みの原料米を使用数量に含めている。	6月30日においてもろみの状態にある仕込みの原料米使用数量は製成した時点の酒造年度に計上し、製成前の酒造年度においては期末在庫数量に含めてください。

「3 白米等購入数量」について

番号	誤り	対応等
18	白米購入数量[32]の数字を玄米換算して記入している。	白米購入数量[32]の欄は、あくまでも白米の重量で記入してください。玄米に換算して記入している例が見受けられます。

「4 清酒の受払状況（20度換算数量）」について

番号	誤り	対応等
19	期首在庫数量[35]～欠減等[45]において、実数を記入している。	期首在庫数量[35]～欠減等[45]は、アルコール分 20 度に換算した数量を記入してください。
20	期首在庫数量[35]が、前回の調査の期末在庫数量[44]と一致していない。	期首在庫数量[35]が、前回の調査の期末在庫数量[44]と一致しているかを確認してください。
21	受入数量の製成[36]が「1 清酒の製造状況」の純アルコール数量[2]の合計の5倍と一致していない。	端数処理の関係でわずかにズレる場合もありますが、受入数量の製成[36]は、「1 清酒の製造状況」の純アルコール数量[2]の合計の5倍とほぼ一致しますので、確認してください。
22	受入数量の用途変更等[39]に、戻し入れした清酒や、使用状態を変更した清酒（吟醸酒として製造した清酒を本醸造酒に転用した場合など）が記入されている。	受入数量の用途変更等[39]には、用途変更した清酒（蒸留に供した清酒、リキュール原料用に供した清酒、原料用清酒として使用した清酒など）、腐敗その他の事由により廃棄などを行った清酒の数量を記入してください。
23	欠減等[45]にマイナス記号「-」をつけて記入している。	欠減等[45]は、マイナス記号を付けずに記入してください。マイナス記号「-」をつけた場合、期末の实在庫数量の方が帳簿数量より多いこと（出貫（でかん））を意味します。
24	品質劣化により廃棄した清酒を欠減等[45]に含めている。	腐敗その他の事由で廃棄などを行った清酒は用途変更等[39]に含めてください。
25	受入数量、払出数量、受払の計算が合わない。	<p>○受入数量[40]＝製成[36]＋未納税移入等[37]＋戻し入れ[38]－用途変更等[39]</p> <p>○払出数量[43]＝課税移出[41]＋未納税移出等[42]</p> <p>○受払：期首在庫数量[35]＋受入計[40]－払出計[43]－期末在庫数量[44]＝欠減等[45]</p> <p>以上の3つの式の計算が合うことを確認してください。</p>

26	課税移出[41]があるにもかかわらず、「5 課税移出数量(実数)」の課税移出数量(実数)の全体[46]がゼロになっている。	課税移出[41]に記載がある場合、「5 課税移出数量(実数)」の課税移出数量(実数)の全体[46]や各区分に数値の記載があるはずですが、「5 課税移出数量(実数)」の部分の記載を忘れていた例が見受けられます。
27	輸出用として非課税で移出した清酒を課税移出[41]に含めている。	輸出用として非課税で移出した清酒は未納税移出等[42]に計上してください。

「5 課税移出数量(実数)」「6 市販清酒の成分」について

番号	誤り	対応等
28	他の清酒と混和して課税移出した普通酒(糖類等使用)について、混和前の区分ごとに分割して数字を記入した。	普通酒(糖類等使用)を単独もしくは、他の清酒と混和して課税移出した普通酒は、普通酒(糖類等使用)[52]の欄に御記入ください。 それ以外の普通酒は、普通酒(糖類等不使用)[51]の欄に御記入ください。
29	アルコール度数が13度や14度などの12度以上の製品を、低アルコール酒[55]に記入している。	低アルコール清酒[55]には、アルコール度数が12度未満の製品について記入してください。